

## 地域スポーツクラブキャラクターデザイン利用取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、(公財)東京都スポーツ協会(以下「本協会」という。)が管理する地域スポーツクラブキャラクターであるチッキー、クラちゃんのデザイン(以下「キャラクターデザイン」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この要領における用語の意義は、東京都著作権取扱要綱(平成10年7月10日付10財管総第50号。以下「要綱」という。)による。

### (定義)

第2条 この要領において、キャラクターデザインとは、本協会が指定するデザインをいう。

### (利用の申請)

第3条 キャラクターデザインを利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、本協会若しくは東京都が主体となって実施するイベント等で利用する場合又は報道機関が報道目的で利用する場合を除き、あらかじめ利用許諾申請書(様式第1号)を本協会理事長(以下、「理事長」という。)に提出し、利用の許諾を受けなければならない。

### (利用の許諾)

第4条 理事長は、前条の規定による利用の申請があったときは、その内容を審査し、当該利用目的及び利用方法が本協会事業に寄与すると認めるときは、利用の許諾(以下「利用許諾」という。)をすることができる。この場合において、理事長が必要と認めるときは、条件を付することができる。ただし、各号のいずれかに該当する場合は、許諾しないものとする。

(1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。

(2) 本協会の信用又は品位を害すると認められるとき。

(3) 第三者の利益を害すると認められるとき。

(4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき。

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が利用するとき及びこれらの者が商品等を販売するとき。

(6) 特定の企業、団体又は商品等キャラクターと誤認混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。

(7) 東京都が作成したマスコットキャラクター等の利用に係るマニュアル(以下「デザインマニュアル」という。)に定められた利用方法に従うものでないとき。

(8) その他理事長が不相当と認めるとき。

2 前項の利用許諾は、許諾番号を付した上で、利用許諾書(様式第2号)をもって行う。

(利用上の遵守事項)

第5条 キャラクターデザインの利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された用途にのみ利用し、本協会の指示する利用条件に従うこと。
- (2) 利用に当たっては、本協会が提供したキャラクターデザインに係る素材を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) デザインマニュアルに定められた色、形等を正しく利用すること。
- (4) 原則として、キャラクターデザインを利用する物件には、許諾番号等（「©（公財）東京都スポーツ協会スポーツクラブチッキー#（前条第2項による許諾番号）」）を明示すること。ただし、その形状等から明示することが困難な場合を除く。
- (5) 当該利用に係る物件の完成見本を速やかに本協会に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、写真の提出をもって代えることができる。
- (6) キャラクターデザインを利用する物件は、製造に当たって環境に配慮するなど、東京都の指針を踏まえたものとする。
- (7) キャラクターデザインの利用に当たっては、事故等が発生しないよう万全の配慮を行い、当該利用により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負うこと。キャラクターデザインの著作物自体に起因しない事故等が発生した場合は、本協会は一切の責任を負わない。
- (8) 利用者は、キャラクターデザインを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、本協会に迷惑を及ぼさないように処理すること。
- (9) 故意又は過失により本協会に損害を与えた場合、これによって生じた損害を当協会に賠償すること。

(許諾内容の変更)

第6条 第4条の規定により許諾を受けた者が、許諾された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、利用許諾変更申請書（様式第3号）を理事長に提出し、その許諾を受けなければならない。

2 前項の場合においては、第3条から前条までの規定を準用する。

(利用状況の報告等)

第7条 理事長は、キャラクターデザインの利用の許諾を受けた者に対し、利用物件一覧（様式第4号）により、利用状況について報告を求めることができる。

(許諾の取消し)

第8条 理事長は、キャラクターデザインの利用がこの規定及び許諾内容に違反していると認められるときは、当該許諾を取消し、当該許諾に係る物件の回収を命じることができる。

2 前項の規定により許諾を取り消された者は、当該許諾に係る物件を利用してはならない。

3 第1項の規定により当該許諾に係る物件の回収を命ぜられた者は、速やかに当該許諾に係る物件を回収しなければならない。

(使用料)

第9条 著作権使用料については、無償とする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要領は、令和6年6月から施行する。

(令和5年4月：(公財)東京都スポーツ文化事業団・広域スポーツセンターから事業移管に伴うキャラクターの譲渡)